

国水下企第 64 号
令和 2 年 12 月 18 日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課長
(公印省略)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う
下水道法の運用上の留意事項について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 356 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、本年 12 月 19 日から施行されることとなった。この改正令の施行に伴い、旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。以下同じ。）のうち住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に該当するものの用に供するちゅう房施設等が、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の政令で定める特定施設から除かれることとなった。

このことを踏まえ、各下水道管理者におかれては、下記の事項に十分留意の上、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）を運用されるようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し本通知の周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 特定施設に係る届出等について

改正令の施行により一の施設が特定施設でなくなることについては、下水道法第 12 条の 7 に定める特定施設の使用廃止には該当しないため、同条に基づく届出を要しない。また、届出義務が改正令の施行前に生じたものであっても、その履行期限が改正令の施行後となる場合は、下水道法第 12 条の 7 並びに第 12 条の 8 に基づく氏名等の変更の届出及び承継の届出を要しない。

また、改正令の施行により特定施設でなくなる施設に対し、改正令の施行前に下水道法第 12 条の 6 の規定によって適用された設置又は変更についての実施の制限は、改正令の施行の際に効力を失う。

2 罰則の適用に関する経過措置

改正令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業については、改正令の施行後も水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一第 66 号の 3 の旅館業の対象に含まれる。

4 住宅宿泊事業法担当部局との連携について

改正令の施行により特定施設でなくなる施設の把握に際しては、住宅宿泊事業法担当部局と連携して対応されるようお願いする。

以上